

# 子ども・子育て会議（第34回）

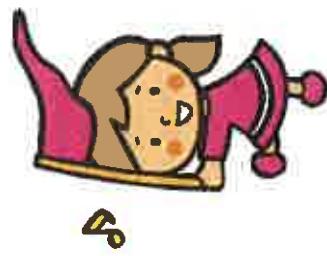
平成30年1月17日（水）10：00～12：00  
於：中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

## 議事次第

1. 開会
2. 議事
  - (1) 子ども・子育て支援新制度に関する予算案（平成30年度当初・平成29年度補正）について
  - (2) 子ども・子育て支援法の改正（案）について
3. 閉会

### 【配布資料】

- 資料1－1 子ども・子育て支援新制度に関する予算案（平成30年度当初・平成29年度補正）の状況について
- 資料1－2 平成30年度予算案の概要（子ども家庭局）
- 資料1－3 平成29年度公定価格の国家公務員給与改定に伴う補正について
- 資料1－4 公定価格に関する議論の整理
- 資料2 働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置
- 資料3 子ども・子育て支援法の改正（案）について
- 参考資料1 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針
- 参考資料2 委員提出資料



ながが、子育てしやすいくん。

すくすく  
シヤハラ



# 平成30年度における 子ども・子育て支援新制度に關する 予算案の状況について

内閣府子ども・子育て本部  
厚生労働省子ども家庭局  
文部科学省初等中等教育局

# 平成30年度の社会保障の充実・安定化について

## 〈30年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.4兆円》

### ○基礎年金国庫負担割合2分の1

(平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)

### ○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

3.2兆円

1.35兆円

### ○消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.39兆円

### ○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.4兆円

- 消費税率引き上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けます。

○社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成30年度の増収額8.4兆円については、  
①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3.2兆円を向け、  
②残額を

- ・「社会保障の充実」及び「消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増」と  
・「後代への負担のつけ回しの軽減」  
に概ね1：2で按分した額をそれぞれに向けます。

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(注2)上記の社会保障の充実に係る消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.51兆円)を活用し、社会保障の充実(1.87兆円)の財源を確保。

# 平成30年度における「社会保障の充実」(概要)

事 項	事 業 内 容	(単位・億円)			
		平成30年度 予算案	国 分	地方分	平成29年度 予算額
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施 社会的養護の充実	6,526 <small>(注4)</small>	2,985 <small>(注4)</small>	3,541	6,526 <small>(注4)</small>
	育児休業中の経済的支援の強化	416	208	208	416
	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等	17 <small>(注5)</small>	10	6	17
	・地域医療介護総合確保基金(医療分)	934	622	311	904
	・診療報酬改定における消費税財源等の活用分	473	335	138	442
	地域包括ケアシステムの構築	724	483	241	724
	・地域医療介護総合確保基金(介護分)	1,196	604	592	1,196
	・平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等)	434	217	217	429
	・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	612	0	612	612
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	1,664 <small>(注6)</small>	832	832	1,664
	・低所得者数に応じた自治体への財政支援	1,527 <small>(注6)</small>	1,527	0	800
	・保険者努力支援制度等 (基金取り崩し分による措置を含めた総額)	(1,697)			
	・財政安定化基金の造成	160	160	0	1,100
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	246	123	123	221
	難病・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	1,044	1,044	2,089
	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26	256
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	50	47	3	44
年 金	合 計	18,659	10,732	7,927	18,388

(注1) 金額は公費(国及び地方)の合計額。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税增收分(1.35兆円)と社会保障プログラム法等による財政効果(▲0.51兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.87兆円)の財源を確保。

(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。このほか、「社会保障の充実」は別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の処遇改善を行うとともに「技能経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を行うなど、取組を進めている。

(注4) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分についてでは全額内閣府に計上。

(注5) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(10億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(0.2億円)は各省庁に計上。

(注6) 平成29年度に特例的に積み立てた財政安定化基金の一部も活用して、保険者努力支援制度等の支援に必要な約1,700億円は確保。

## 平成30年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成30年度予算（案）においても引き続き全て実施。

所要額	量的拡充	質の向上
	<p>○認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充（待機児童解消加速化プランの推進等）</p> <p>主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充（地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等）</li> <li>○社会的養護の量的拡充</li> </ul>	<p>○3歳児の職員配置を改善（20：1→15：1）</p> <p>○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（3%）</p> <p>○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善</p> <p>○研修機会の充実</p> <p>○規模保育の体制強化</p> <p>○減価償却費、賃借料等への対応</p> <p>など</p> <p>○放課後児童クラブの充実</p> <p>○病児・病後児保育の充実</p> <p>○利用者支援事業の推進</p> <p>など</p> <p>○児童養護施設等の職員配置を改善（5.5：1→4：1等）</p> <p>○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進</p> <p>○民間児童養護施設等の職員給与の改善（3%）など</p>

□ 量的拡充・質の向上 合計 6,942億円

- 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

# 平成30年度内閣府予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

## 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

(平成29年度予算額) (平成30年度予算案)

2兆4,550億円

→

2兆5,885億円【年金特別会計】

※平成29年度予算額は、一般会計予算から「子どもたちのための教育・保育給付」を加算している。

子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、「子どもたちのための教育・保育給付」を加算する「子どもたちのための教育・保育給付」を加算している。

## 子ども・子育て支援新制度の実施(年金特別会計)に計上)

◆教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)  
すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の向上を図る。

«「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)»

子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分を「子ども安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費(0~2歳児相当分)に充てる。  
拠出金率の引き上げは段階的に実施することとし、平成30年度は、0.29% (現行+0.06%) とする。

### ① 子どものための教育・保育給付

9,031億円(7,928億円)

- 子どものための教育・保育給付交付金 8,977億円(7,879億円)
  - ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費)
  - ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、事業訪問型保育に係る運営費)

- 子どものための教育・保育給付費補助金 54億円(49億円)
  - 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対して運営に要する費用について財政支援を行う。
  - 特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

※ 平成30年度予算案より、「子どもたちのための教育・保育給付」については、一般会計予算から、年金特別会計子ども・子育て支援勘定に移管される。

#### 【主な充実の内容】

- ・保育士等の待遇改善  
平成29年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善（保育士・幼稚園教諭・保育教諭+1.1%）を平成30年度の公定価格にも反映する。
- ・幼児教育の段階的無償化等  
1号認定子どもについて、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の保育料を軽減する。

#### ② 地域子ども・子育て支援事業

- 子ども・子育て支援交付金 1,188億円（1,076億円）  
市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。
  - ・利用者支援事業
  - ・延長保育事業
  - ・放課後児童健全育成事業
  - ・地域子育て支援拠点事業
  - ・一時預かり事業
  - ・病児保育事業
  - ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等
- 子ども・子育て支援整備交付金 168億円（163億円）  
放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

#### 【主な充実の内容】

- ・放課後児童クラブの拡充  
「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を来年度までに前倒しして実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。
- ・幼稚園における2歳児等の受入れ推進  
「子育て安心プラン」に基づき、一時預かり事業（幼稚園型）により、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に預かる仕組みを創設するとともに、3～5歳児に対する預かり保育の長時間化等を推進するための補助の拡充を行う。

#### ◆児童手当

1兆3,795億円（1兆4,007億円）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

## ◆企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

1,701億円(1,313億円)

### « 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定) » (再掲)

子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分を「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費（0～2歳児相当分）に充てる。  
拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成30年度は、0.29%（現行+0.06%）とする。

### ① 企業主導型保育事業

- ・ 休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。
- ・ 企業主導型保育事業により7万人の受け皿の拡大をしてきたところであるが、さらに2万人分の受け皿の拡大を図る。

#### 【主な充実内容】

中小企業における企業主導型保育事業の活用促進として、中小企業が設置する施設に対して以下の措置を実施する。

- ①運営費の企業負担分を軽減（運営費の 5% → 3% [に軽減]）
- ②防犯・事故防止のための加算を増額
  - ・ 防犯・安全対策強化加算の単価を10万円/年 → 20万円/年に増額
- ③整備費に共同設置・共同利用のための加算を創設
  - ・ 施設整備段階から共同設置・共同利用する企業を探したり、共同利用する企業と計画段階から必要な調整に係る事務費用に充てるための加算（100万円）を創設
- ④中小企業に対する普及促進策
  - ・ 地域ごとの中小企業向け説明会・相談会を開催（地元商工会議所等と連携して実施）
  - ・ 中小企業が設置した施設の好事例・ノウハウ集の作成・周知（今年度末までに作成・周知）

### ② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

3. 8億円(3.8億円)

# 特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)(平成30年度)

○ 平成30年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

- 幼児教育無償化の取組状況としては、  
 ①第2子半額、第3子以降無償化(年収360万円未満相当世帯においては、子供の年齢制限を撤廃し、完全実施)  
 ※市町村民税非課税世帯においては、第2子から無償化  
 ②ひとり親等世帯については、さらに上記の措置を拡充

(3)号認定子どもについて、年収360万円未満相当世帯の利用者負担を算定(平成30年度予算案)

## 教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (~約270万円)	3,000円 ※第2子以降は0円 ※ひとり親等世帯:第1子から0円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (~約360万円)	14,100円 → 10,100円 ※ひとり親等世帯 〔 第1子: 3,000円 第2子以降: 0円 〕
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (~約680万円)	20,500円 "
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円~)	25,700円 " 有り (小学校3年生以下)

## 保育認定の子ども (2号認定: 満3歳以上) (3号認定: 満3歳未満)

階層区分	利用者負担(保育標準時間)
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (~約260万円)	6,000円 ※第2子以降は0円 ※ひとり親等世帯:第1子から0円
③所得割課税額 48,600円未満 (~約330万円)	16,500円 ※ひとり親等世帯〔 第1子: 6,000円 第2子以降: 0円 〕
④所得割課税額 57,700円未満[77,101円未満] (~約360万円)	27,000円 ※ひとり親等世帯〔 第1子: 6,000円 第2子以降: 0円 〕
⑤所得割課税額 97,000円未満 (~約470万円)	27,000円 ※ひとり親等世帯〔 第1子: 6,000円 第2子以降: 0円 〕
⑥所得割課税額 169,000円未満 (~約640万円)	41,500円 " 有り (小学校就学前)
⑦所得割課税額 301,000円未満 (~約930万円)	58,000円 " 有り (小学校就学前)
⑧所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円~)	77,000円 80,000円
	101,000円

# 新しい経済政策パッケージ

## ○「新しい経済政策パッケージ」(抜粋)

(平成29年12月8日閣議決定)

現行の子ども・子育て支援新制度においては、仕事と子育ての両立は、労働力確保に資するものであり、社会全体で取り組むべき課題であることから、企業主導型保育事業などについて、事業主が子育て支援を拠出する子ども・子育て支援拠出金が充てられている。本経済政策パッケージに必要な財源については、社会全体で子育て世代を支援していくとの大きな方向性の中で、個人と企業が負担を分かち合う観点から、消費税率引き上げによる増収分の使い道を見直して活用するとともに、経済界に対しても応分の負担を求めることが適当である。このため、子ども・子育て支援拠出金を0.3兆円増額する。法律に定められた拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分は、2018年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育の無償化の実施後は、3歳～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳～2歳児の企業主導型保育事業の利用者負担助成を含む。)と保育の運営費(0歳～2歳児相当分)に充てることとし、そのための子ども・子育て支援法の改正法案を次期通常国会に提出する。

また、産業界の労働保険料の負担軽減等について、保険財政の動向を検証しつつ、検討する。特に中小企業に対しては、企業主導型保育事業の運営費における企業自己負担部分を軽減する等の助成策を検討する。

# 平成30年度厚生労働省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

## 待機児童解消策の推進など保育の充実

(平成29年度予算額)	1兆1,472億円	→	1兆3,160億円	(内閣府予算を含む)
	991億円	→	1,072億円	(うち厚生労働省予算)

### 1. 待機児童の解消に向けた取組の推進

#### ◆保育園等の整備の推進

市町村が策定する整備計画に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)(※)して、保育の受け皿の整備を推進する。

- ① 保育園緊急整備事業 (※)
- ② 認定こども園整備事業 (幼稚園型)
- ③ 小規模保育整備事業 (※)
- ④ 保育園等防音壁設置事業
- ⑤ 保育園等防犯対策強化事業
- ⑥ 民有地マッチング事業（整備候補地の掘り起こし等）

#### ◆改修による保育園等の設置支援

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等(※)を行い、改修による保育の受け皿整備を推進する。

- ① 貸賃物件による保育園改修費等支援事業 (※)
- ② 小規模保育改修費等支援事業 (※)
- ③ 幼稚園の長時間預かり保育改修費等支援事業 (※)
- ④ 認可化移行改修費等支援事業 (※)
- ⑤ 家庭的保育改修費等支援事業 (※)

#### ◆賃貸方式による小規模保育等の推進

賃貸方式による保育園や小規模保育事業所の賃借料の一部を支援することにより、保育園や小規模保育事業所による受け皿拡大を促進する。また、賃借料が高い都市部等の保育園等において、実際の賃借料と公定価格における賃借料加算との乖離の一部を補助する。

### 1,065億円(983億円)

【参考：平成29年度補正予算案】  
・保育園等の整備の推進

市町村が策定する整備計画に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備や改修による保育の受け皿整備に要する経費に充てるため、市町村に交付金等を交付する。また、「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)（※）し、保育の受け皿の整備を推進する。

◆保育人材確保のための総合的な対策

保育の受け皿整備に伴い必要な保育人材の確保のための取組として、保育補助者の雇上げ支援における資格要件（子育て支援員研修等の受講）の緩和や定員規模に応じた補助者の加配による事業の拡充、「保育体制強化事業」の実施主体に関する要件（待機児童解消加速化プランへの参加）の撤廃などによる事業の拡充、保育園等に勤務する保育従事者等に係る保育士資格の取得支援における対象者の拡大、など、保育人材確保対策の充実を図る。また、保育士等の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

- 保育士確保対策
  - ① 保育士・保育園支援センター設置運営事業
  - ② 保育士宿舎借り上げ支援事業
  - ③ 保育体制強化事業【拡充】
  - ④ 保育補助者雇上強化事業【拡充】
  - ⑤ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業
  - ⑥ 保育人材就職支援事業
- 保育士資格取得と継続雇用の支援
  - ① 保育士資格取得支援事業【拡充】
  - ② 保育士試験追加実施支援事業
  - ③ 保育士試験による資格取得支援事業【拡充】
  - ④ 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
  - ⑤ 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
  - ⑥ 保育園等における業務集約化推進事業
- 保育士の質の向上と保育人材確保のための研修
  - ① 保育の質の向上のための研修事業
  - ② 新規卒業者の確保、就業継続支援事業
  - ③ 保育士等キャリアアップ研修

【参考：平成29年度補正予算案】  
・保育園等におけるICT化推進事業  
保育士の業務負担軽減を図るため、保育計画や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務に係るシステムの購入費用について支援する。

13億円

## ◆多様な保育の充実

自宅から距離のある保育園等の利用を可能にするための保育園等への直接送迎の実施や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

- ①広域的保育園等利用事業【拡充】
- ②医療的ケア児保育園等利用事業
- ③家庭的保育コソーシアム形成モデル事業
- ④保育利用支援事業
- ⑤サテライト型小規模保育事業
- ⑥保育環境改善等事業

## ◆安心かつ安全な保育の実施への支援

保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施を支援する。  
・保育園等の事故防止の取組強化事業

### 【参考：平成29年度補正予算案】

・保育園等における事故防止推進事業  
保育園等における重大事故を防止するため、事故防止に役立つ備品等の購入を支援する。  
3億円

## 2. 子ども・子育て支援新制度の実施《内閣府予算》

子ども・子育て支援新制度により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の「量的拡大」及び「質の向上」を図る。

## ◆子どものための教育・保育給付

①施設型給付  
保育園、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付により、就学前児童が教育・保育施設から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援を行う。  
※平成30年度予算案における改善の内容  
保育士等の待遇改善平成29年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた保育士等の待遇改善（保育士平均+1.1%）を平成30年度の公定価格にも反映する。

## ②地域型保育給付

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など多様な事業の中から利用者が選択できる地域型の給付により、就学前子どもが事業者から受けた保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

### ◆地域子ども・子育て支援事業

- 市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業に要する費用について財政支援を行う。
  - ① 利用者支援事業  
子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するための経費。
  - ② 延長保育事業  
残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。  
※公立分については、地方財政措置により対応。
  - ③ 病児保育事業【拡充】  
地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となつた場合、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となつた児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。  
また、感染症の流行時期など季節変動がある病児保育事業の安定的な運営の観点から、補助単価について、加算分の上限の見直し及び定額部分（基本分及び改善分）の一本化を行う。
  - ④ 一時預かり事業  
日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、保育園等で乳幼児を一時的に預かる事業を推進する。
  - ⑤ その他（多様な主体の参入促進事業、実費徴収に伴う補足給付を行う事業）

### ◆認可を目指す認可外保育施設への支援

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対する運営費支援の補助基準額について引き上げるとともに定員規模に応じて設定する仕組みとする。また、認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について支援を行う。

- ①認可化移行運営費支援事業【拡充】
- ②幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

### 3. その他保育の推進

#### ◆子育て支援員研修

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

7億円(8億円)

- ◆子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進  
子ども・子育て支援新制度において、新しい手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行及び子ども・子育て支援新制度に対する制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施する。

## 社会的養育の充実（一部社会保障の充実）（一部新規）

（平成29年度予算額）

1,448億円

→

（平成30年度予算案）

1,498億円

### ◆社会的養育の充実（一部社会保障の充実）（一部新規）

- 家庭養育の推進に向けて、里親のリクルート・支援・研修等を一貫して担う体制構築への取組等を通じた里親制度の普及促進を図るとともに、養親希望者への支援等に取り組む民間あっせん機関に対する支援及び人材育成のための研修の実施並びに「特別養子縁組制度」に関する周知広報の充実を図る。併せて、児童養護施設の小規模化・地域分散化等の取組を着実に実施する。

### 1,498億円（1,448億円）

# 平成30年度文部科学省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

## 幼児教育の振興

(平成29年度予算額) 359億円 → (平成30年度予算案) 371億円※

### 1. 幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進

「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」（平成29年7月31日開催）で取りまとめられた方針等を踏まえ、平成30年度については、年収約270～360万円未満相当世帯の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進する。

◆年収約270～360万円未満相当世帯（市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯）の保護者負担軽減  
第1子：年額168,800円 → 年額120,800円（▲48,000円）  
第2子：年額 85,000円 → 年額 61,000円（▲24,000円）

※第3子以降は既に無償。  
※年収はモデル世帯（夫婦（片働き）と子供2人）の場合の目安

### 2. 幼児教育の質の向上

◆幼児教育の推進体制構築事業  
地域の幼児教育の質の向上を図るために、地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園・保育園・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行う。

◆幼稚園の人才培养事業  
幼稚園における優秀な人材の安定的な確保を図るため、離職防止のための研修や働きやすい環境の整備、離職者の再就職促進のためのマッチング制度の構築など、各地域における先導的な人材確保策を支援し、有効な方法を検証・普及する。

◆幼児期の教育内容等の充実【拡充】

- 効果的な指導方法や実効性のある学校評価など、幼児期における教育内容等について、より深化・充実するための調査研究を実施する。
- 幼稚園における2歳児の円滑な受入れのための調査研究【新規】
- 幼稚園等における2歳児の円滑な受入方法等についての調査研究を行い、2歳児から3歳児への切れ目ない対応（幼稚園接続保育）の実施を推進するとともに、幼稚園等における待機児童解消に向けた取組を推進する。

### ◆幼稚園教育要領の普及・啓発

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施するまでの参考資料を作成するとともに、指導上の諸課題等に関する中央及び都道府県において研究協議会を行う。

### ◆ECEC※ Networkの参加

OECDにおいて計画されている国際幼児教育・保育従事者調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るために政策立案に資するデータを収集する。  
※ ECEC : Early Childhood Education and Care

### 3. 幼児教育の環境整備の充実

#### ◆認定こども園等への財政支援

認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進や、研修等の実施費用を支援する。

○認定こども園施設整備交付金 【負担割合（認定こども園整備） 国1/2 市町村1/4 事業者1/4 等】	2 2億円（30億円）
○教育支援体制整備事業 【負担割合（認定こども園等への移行支援） 国1/2 事業者1/2 等】	1 1億円（11億円）

### 3. 幼児教育の環境整備の充実

#### ◆私立幼稚園の施設整備の充実

※平成29年度補正予算額（案） 175億円

※平成29年度補正予算額（案） 165億円

3 3億円（41億円）

#### ◆私立幼稚園の施設整備の充実

※平成29年度補正予算額（案） 10億円

5億円（5億円）

緊急の課題となつてゐる耐震化に取り組むとともに、学校法人立幼稚園等の施設の防犯対策、アスベスト対策、工コ改修等に要する経費の一部を補助することにより幼稚園の環境整備を図る。

#### ◆幼稚園における2歳児等の受入れ推進【再掲】

「子育て安心プラン」に基づき、一時預かり事業（幼稚園型）により、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に預かる仕組みを創設するとともに、3～5歳児に対する預かり保育の長時間化等を推進するための補助の拡充を行う。

平成30年度公定価格における事務職員配置の促進  
平成30年度公定価格（1号）において、教員等の業務負担軽減の観点から、直接契約施設である幼稚園・認定こども園における事務職員配置を促進する。具体的には、定員91人以上の施設に対する追加の事務経費の措置について、実際に事務職員を配置していることを要件とする。

# 2018年度（平成30年度）予算案の概要

## （子ども家庭局）

「子育て安心プラン」に基づく保育園等の受入児童数の拡大、「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた児童虐待防止対策の推進及び社会的養育の充実、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づく子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び母子保健医療対策の強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

### 《主要事項》

#### 第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

- 1 保育の受け皿拡大・多様な保育の充実
- 2 子ども・子育て支援新制度の実施
- 3 子どもを産み育てやすい環境づくり

#### 第2 児童福祉法等の改正を踏まえた児童虐待防止対策の推進及び社会的養育の充実

- 1 児童虐待の発生予防
- 2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- 3 被虐待児などへの支援

#### 第3 ひとり親家庭等の自立支援及びDV対策等の推進

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 2 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

#### 第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援や防災対応の強化

- 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）
- 2 被災した子どもに対する支援（復興庁計上）
- 3 児童養護施設等の耐震化等整備の推進

## 《予算額》

(単位：億円)

会計区分	平成 29 年度 当初予算額	平成 30 年度 予算案	増▲減額	伸び率
一般会計	4, 663	4, 733	+69	+1.5%
東日本大震災復興 特別会計	6. 9	1. 3	▲5. 6	▲81.2%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

2018年度（平成30年度）における社会保障・税一体改革による社会保障の充実

・子ども・子育て支援の充実（公費） 6, 942億円

　　子ども・子育て支援新制度の実施（公費） 6, 526億円（内閣府所管）

　　児童入所施設措置費（公費） 416億円（厚生労働省所管）

## 第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保など、待機児童の解消に向け意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援のため、子育て世代包括支援センターの全国展開に向けその設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援する。

### 1. 保育の受け皿拡大・多様な保育の充実

(平成29年度当初予算額) (平成30年度予算案)

991億円 → 1,072億円

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育園等の整備を推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育補助者の雇上げ支援の拡充など総合的な取組を推進する。

#### (1) 保育の受け皿拡大【一部拡充】

待機児童の解消に向け、保育の受け皿の確保を進めるため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等の支援について引き続き実施し、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

また、土地等の所有者と保育園等を整備する法人のマッチングを行う「民有地マッチング事業」において、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う場合について支援の拡充を図る。

##### (参考) 【平成29年度補正予算案】

- 「子育て安心プラン」の前倒しによる保育の受け皿整備の推進 643億円
  - ・ 「子育て安心プラン」の前倒しによる保育の受け皿整備を進めるため、保育園等の整備に必要な経費を補助する。

#### (2) 多様な保育の充実【一部新規】

家庭的保育事業を推進するため、複数の事業者・連携施設が、保育環境の整備や経営の効率化を共同で実施する体制作りをモデル的に実施する。

また、自宅から距離のある保育園等の利用を可能にするため、「広域的保育所等利用事業」について、送迎センターからのみでなく自宅等から直接送迎する仕組みを可能にするなど拡充を図る。

さらに、保育園等において、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育士のたん吸引等に係る研修の受講や看護師の配置等への支援をモデル的に実施する。

### (3) 保育人材確保のための総合的な対策【一部新規】

保育人材の確保のため、保育補助者の雇上げ支援について対象者の要件を緩和するなど充実を図る。

また、保育園等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際の支援について、対象者の要件を見直し、充実を図る。

(参考) 【平成 29 年度補正予算案】

- 保育園等における ICT 化の促進 13 億円
  - ・ 保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務の I C T 化に必要な経費を補助する。

### (4) 安心かつ安全な保育の実施への支援

保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施を支援する。

(参考) 【平成 29 年度補正予算案】

- 保育園等における事故防止対策の推進 3 億円
  - 睡眠中等の場面で発生しやすい重大事故を防止するため、事故防止に役立つ備品の購入に必要な経費を補助する。

## 2. 子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）

(平成 29 年度当初予算額)

(平成 30 年度予算案)

2兆4, 550億円 → 2兆5, 885億円（内閣府予算）

### (1) 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

9, 167 億円 → 1兆387 億円

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の向上を図る。

#### ① 子どものための教育・保育給付 7, 928 億円 → 9, 031 億円

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費） 等

※ 平成 30 年度予算における改善の内容

- ・ 保育士等の待遇改善

平成 29 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善（保育士平均 +1.1%）を平成 30 年度の公定価格にも反映する。

《参考》「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）

子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を 0.25% から 0.45% に変更し、0.3 兆円の増額分を「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費（0～2 歳児相当分）に充てる。

拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成 30 年度は、0.29%（現行 +0.06%）とする。

- ② 地域子ども・子育て支援事業 1,239 億円 → 1,356 億円  
市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。  
・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等

## （2）放課後児童クラブの拡充（一部社会保障の充実）（再掲）

「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）に基づき、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの 2019 年度末までの約 30 万人分の新たな受け皿の確保を 2018 年度末までに前倒しして実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

## （3）企業主導による多様な就労形態等に対応した保育の支援

1,313 億円 → 1,701 億円

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

### ア 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。

※ 平成 30 年度予算における改善の内容

- ・ 平成 29 年度までの企業主導型保育事業の 7 万人の整備に加え、新たに 2 万人分の整備を実施
- ・ 中小企業における企業主導型保育事業の活用促進
  - ▶ 運営費の企業負担分の軽減
  - ▶ 防犯・事故防止のための加算の増額
  - ▶ 整備費において共同設置・共同利用のための加算を創設
  - ▶ 地域ごとの中小企業向け説明会・相談会の開催や好事例集の作成

《参考》「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）

（再掲）

子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を 0.25% から 0.45% に変更し、0.3 兆円の増額分を「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費（0～2 歳児相当分）に充てる。

拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成 30 年度は、0.29%（現行 +0.06%）とする。

イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

(4) 児童手当 1兆4, 007億円 → 1兆3, 795億円

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

### 3. 子どもを産み育てやすい環境づくり

(平成29年度当初予算額) (平成30年度予算案)

206億円 → 215億円

(1) 不妊治療への助成等

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用について、助成を行うとともに、不妊専門相談センターの全都道府県・指定都市・中核市での設置に向け、箇所数の増を図る。

(2) 子育て世代包括支援センターの全国展開（一部社会保障の充実）

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じた産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援する。

※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（内閣府予算に計上））を活用して実施

(3) 産婦健康診査事業等

ア 産婦健康診査事業

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

イ 新生児聴覚検査の体制整備事業

聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備する。

## 第2 児童福祉法等の改正を踏まえた児童虐待防止対策の推進及び社会的養育の充実

平成28年改正児童福祉法等やそれを具現化するための工程等が示された「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、児童虐待防止対策の推進及び社会的養育の充実を図る。

### 1 児童虐待の発生予防

(平成29年度当初予算額)

(平成30年度予算案)

1,427億円の内数 → 1,475億円の内数

#### (1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援【一部拡充】

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じた産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援する。
- ・ また、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するとともに、特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業（モデル事業）について、看護師配置による居住支援・養育支援等に特化した新たな支援体制モデルを対象に加える。

#### (2) 子育て家庭へのアウトリーチ

- ・ 家庭における適切な子どもの養育の実施を確保するため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う（乳児家庭全戸訪問事業）とともに、養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う（養育支援訪問事業）。

### 2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(平成29年度当初予算額)

(平成30年度予算案)

1,451億円の内数 → 1,500億円の内数

#### (1) 児童相談所の体制強化等【一部拡充】

- ・ 児童相談所における司法的な相談や対応が円滑に行われるよう弁護士の配置を促進する。
- ・ また、中核市及び特別区等における児童相談所の設置のための補助職員等の配置に要する費用について補助を行うとともに、児童相談所の設置を目指す中核市・特別区等へ職員を派遣する都道府県等に対し、代替職員の配置に要する費用の補助の創設や新たに児童相談所を設置する中核市・特別区が一時保護所を整備する際の補助の充実を図り、児童相談所の設置を支援する。

- ・一時保護中の児童に対する学習支援の充実を図るため、一時保護所における学習指導協力員の配置等を推進する。
- ・未成年後見人から適切な支援が受けられるよう、未成年後見人に対する報酬等の補助の対象者を拡充する。

## (2) 市町村の体制強化

- ・市町村が、児童等に対する必要な支援（実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を適切に行うための市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という）を運営する費用及び施設の修繕等に要する費用について補助を行う。
- ・市町村が在宅の児童に対する支援を適切に行うことができるよう、市町村における相談体制等を強化するため、スーパーバイザーの配置を促進する。
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、研修の受講や虐待対応強化支援員等の配置促進による要保護児童対策調整機関や構成員の専門性強化とともに、関係機関間の連携強化を図る取組を実施する。

## 3 被虐待児などへの支援

(平成29年度当初予算額)

(平成30年度予算案)

1, 448億円の内数 → 1, 498億円の内数

## (1) 家庭養育等の推進【一部新規】

- ・里親制度の普及啓発による新規里親のリクルート、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画の策定、委託後の相談支援等を行う里親支援事業について、「新規里親委託数」に応じた加算を設定するとともに、親子関係再構築に向けた実親との面会交流支援を新たに加えることにより包括的な里親支援体制の更なる充実を図る。
- ・「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に向けて、本法律で許可制が導入されることに伴って求められる人材育成を進めるための民間あっせん機関の職員に対する研修事業等を創設する。また、関係機関との連携体制を構築し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間あっせん機関への助成事業を創設する。

併せて、「特別養子縁組制度」の普及促進のため、広報啓発を実施する。

## (2) 施設の小規模化・多機能化等の推進【一部新規】

- ・ 児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化の更なる推進を図るために、小規模グループケアの設置か所数の制限を廃止するとともに、施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成等を行う。
- ・ 乳児院等における安定的な一時保護委託の受入れ及び積極的な里親支援を行う体制の構築のため、児童入所施設措置費等の運用改善を行う。
- ・ 乳児院等における保護者等に対する養育支援機能や、医療機関との連携による支援体制の強化を図るための事業を創設する。

### (参考) 【平成 29 年度補正予算案】

#### ○ 児童養護施設等における ICT 化の推進

児童養護施設等の職員の業務負担軽減を図るため、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパレス化、児童相談所との情報連携等、施設の ICT 化の推進に必要な経費を補助する。

## (3) 自立支援の充実【一部拡充】

- ・ 自立に向けた支援の充実を図るため、里親や児童養護施設等の委託・入所者に対して、措置解除後も原則 22 歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」の実施を促進する。

### 第3 ひとり親家庭等の自立支援及びDV対策等の推進

「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、児童扶養手当制度の充実、母子父子寡婦福祉資金貸付金の大学院進学のための資金の創設、親の資格取得支援を充実するための高等職業訓練促進給付金の准看護師から看護師への進学支援など、ひとり親家庭等への支援の充実を図る。

#### 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(平成29年度当初予算額)

(平成30年度予算案)

2,113億円の内数 → 2,049億円の内数

##### (1) 支援につながるための取組【一部新規】

###### ①自治体窓口のワンストップ化の推進

- ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。
- また、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。

###### ②配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

(後掲12ページ参照)

##### (2) 生活を応援する取組【一部新規】

###### ①自立を促進するための経済的支援（児童扶養手当制度の充実等）

- 児童扶養手当について、全部支給所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合）に引き上げる。また、手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する。

児童扶養手当の支給回数について、2019年（平成31年）11月支給（8月分～10月分）から、現行の年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に見直すために、必要な措置を講ずる。

- 母子父子寡婦福祉貸付金について、新たに大学院進学のための修学資金等を創設し、支援の充実を図る。

## ②子どもの居場所づくりの実施

- 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりのため「子どもの生活・学習支援事業」を実施する。

## ③養育費の確保等支援

- ひとり親家庭の自立を支援するため、養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行う。
- 母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、養育費の取り決め等について相談・情報提供、面会交流の支援等を実施する。

## ④ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

- ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援を行う。

## ⑤未婚のひとり親家庭の母（父）に対する寡婦（夫）控除のみなし適用

- 未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

## （3）学びを応援する取組

### ○ひとり親家庭等への学習支援（学び直し支援）

- ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。
- ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

#### (4) 仕事を応援する取組【一部拡充】

##### ①就職に有利な資格の取得支援等の就業支援

- ・ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給する。
- ・また、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大する。
- ・ひとり親家庭の親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合に、自立支援教育訓練給付金からその経費の一部を支給する。

##### ②母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

- ・ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

#### 2 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

(平成29年度当初予算額) (平成30年度予算案)

177億円の内数 → 182億円の内数

- ・婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、一定の研修を修了した者について勤務実態に応じた手当額となるよう、婦人相談員手当の引き上げを図るとともに、婦人保護施設における同伴児童対応職員の配置の拡充等により、婦人保護施設等における支援の充実を図る。
- ・若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。

## **第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援や防災対応の強化**

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧を図るとともに、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行う。

### **1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）**

#### **・社会福祉施設等災害復旧費**

(平成29年度当初予算額)	(平成30年度予算案)
<b>6.9億円</b>	<b>1.3億円</b>

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、2018年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

### **2 被災した子どもへの支援（復興庁計上）**

(平成29年度当初予算額)	(平成30年度予算案)
<b>200億円の内数</b>	<b>190億円の内数</b>
※被災者支援総合交付金の内数	

避難生活の長期化等に伴う心身の健康面への影響等を踏まえ、子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心と体のケアなど、総合的な支援を行う。

### **3 児童養護施設等の耐震化等整備の推進**

#### **・次世代育成支援対策施設整備交付金**

(平成29年度当初予算額)	(平成30年度予算案)
<b>66億円</b>	<b>71億円</b>

児童養護施設等の防災対策を推進するため、各都道府県等に対して耐震化整備計画の策定等を求め、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るための改築又は補強等の整備を推進する。

# 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿拡大等

## 保育園等の整備の推進、保育園等改修費支援等

### 【主な内容】

- ▶ 「子育て安心プラン」実施のための保育の受け皿の整備
- ▶ 保育園や小規模保育等の施設整備費や改修費等について、補助率の嵩上げ（1／2→2／3）等など

## 保育人材確保のための総合的な対策

### 【主な内容】

- ▶ 保育補助者の雇上げ支援に応じた補助者の加配緩和や定員規模に応じた補助者の加配
- ▶ 保育園等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際の支援について対象者の拡大
- ▶ 保育士の業務負担の軽減のため、保育に関する計画や登降園管理等の業務のICT化の支援

【29補正】

## 多様な保育サービスの推進

### 【主な内容】

- ▶ 家庭的保育事業における共同事業体（コンソーシアム）による事業実施体制作りをモデル的に支援
- ▶ 保育園等の利用を希望する医療的ケアを必要とする子どもとの受入体制を整備するため、看護師の配置等やたん吸引等に係る研修の受講等をモデル的に支援など

## 安心かつ安全な保育の実施への支援

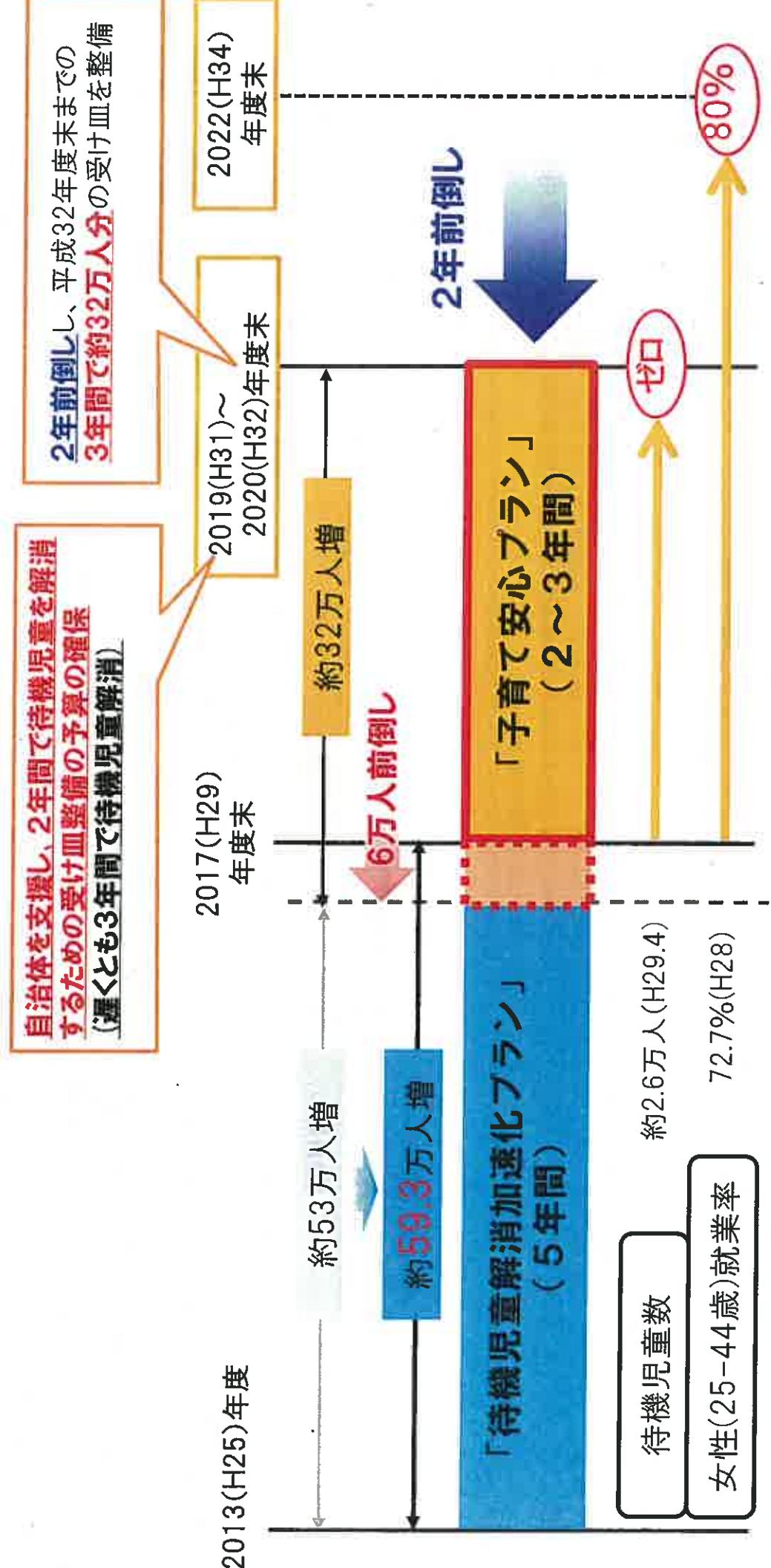
### 【主な内容】

- ▶ 保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施を支援
- ▶ 保育園等における重大事故を防止するため、事故防止に役立つ備品等の購入を支援

【29補正】

# 「子育て安心プラン」

[平成29年6月2日公表]



※ 保育人材の確保に關し、平成29年度予算では、一律2%の待遇改善を実施し、安倍内閣の下で合計10%の改善を実現。また、同時に技能及び経験に応じたキャリアアップの仕組みを設け、月額最大4万円の待遇改善を実施。

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

妊娠・出産包括支援基盤

子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて、「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」についても、妊娠婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図るために拡充する。また、子育て世代包括支援センターの設置促進を行つたため、同センターを立ち上げるために、同セ

業事會

産後うつ（抑うつ状態をはじめとする産後の精神的障害）の予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健診（母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子支援を強化する。

- ① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握  
② 妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導  
③ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整  
④ 支援プランの策定

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】

准前・産後サポート事業

子育て世代を支援ヤングマー

- 子育て世代包括支援センターの立ち上げを支援し、同センターの設置促進を図る。

話し相手となる相談支援により、妊娠産婦の孤立感の解消を図る。  
**産後ケア事業**  
産婦の心身の不調や産後うつ等を防ぐため、母子への心身のケアや育児サポート等を行う。

※ 健診の結果、支援が必要な母子への心身のケアや育児サポート等の支援に繋げる観点から、産後ケア事業実施市町村を対象として実施

卷之三

妊娠に関する  
普及

代 乳兒家庭全戶訪問單

等の専門

妊娠に関する  
普及

・地域子育て支援拠点事業  
・保育所  
・里親  
・里親院

等級學親面

# ○児童虐待防止対策の推進・社会的養育の充実

平成28年改正児童福祉法等を踏まえ、児童虐待の発生予防から児童の自立支援までの総合的な対策を推進する。

## <児童虐待・DV対策等総合支援事業>

### 産前・産後母子支援事業（モデル事業）【拡充】

特定妊婦等に対して産前から産後にかけて支援を行う産前・産後母子支援事業（モデル事業）について、看護師配置による居住支援・養育支援等に特化した新たな支援体制モデルを対象に加える。



### 児童相談所設置促進事業【拡充】

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区等へ職員を派遣する都道府県等に対し、代替職員の配置に要する費用の補助を創設する。



### 未成年後見人支援事業【拡充】

児童相談所長以外からの請求に基づき選任された未成年後見人であつても、報酬対象となるよう補助対象の拡大を行う。



### 一時保護機能強化事業【拡充】

一時保護所において学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合の補助の充実を図る。

### 特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業【新規】>

民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。



### <里親制度等広報啓発事業【拡充】>

里親制度の普及促進のため、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う事業について、「特別養子縁組制度」の広報啓発を追加する。

### <児童入所施設措置費等【拡充】>

・乳児院等における安定的な一時保護委託の受け入れ及び積極的な里親支援体制の構築のため、児童入所施設措置費の運用改善を行う  
・児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化の更なる推進を図るため、小規模グループケアの設置か所数の制限を廃止する 等

### <次世代育成支援対策施設整備交付金【拡充】>

新たに児童相談所設置市・特別区が一時保護所を整備する場合において、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような施設整備を行う場合の補助の加算を創設する。

### 里親支援事業【拡充】

里親支援事業について、「新規里親委託数」に応じた加算を設定するとともに、親子関係再構築に向けた実親との面会交流支援を新たに加えることにより包括的な里親支援体制の更なる充実を図る。



### 特別養子縁組民間あっせん機関助成事業【新規】

関係機関との連携体制を構築し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後での相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行うう民間養子縁組あっせん機関に対する助成や、職員の人材育成を進めるための研修費用の助成を行う。



### 乳児院等多機能化推進事業【新規】

乳児院等における保護者等に対する養育支援機能や、医療機関との連携による支援体制の強化を図るための事業を創設する。



一時保護所において学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合の補助の充実を図る。

# ○ひとり親家庭の自立支援及びDV対策等の推進

- ◆「すぐサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭への総合的な支援を着実に実施するとともに、高等職業訓練促進給付金の充実などにより、ひとり親家庭の自立支援を推進する。
- ◆婦人保護事業について、DV被害者等様々な困難を抱える被害者のニーズに対応した相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

## ひとり親家庭の自立支援の推進

- 高等職業訓練促進給付金等事業【拡充】（母子家庭等対策総合支援事業）  
高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するため、に養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大する。

## ○母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

- 新たに大学院に就学するために必要な経費の貸付けに係る資金（修学資金及び就学支度資金）を創設する。

## ○未婚のひとり親家庭の母（父）に対する寡婦（夫）控除のみなし適用

- 未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

## DV対策等の推進

- 若年被害女性等支援モデル事業（仮称）【新規】（児童虐待・DV対策等総合支援事業）  
若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。

# 平成29年度公定価格の国家公務員給与改定に伴う補正について

資料1-3

## (公定価格の算定方法)

公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

## (国家公務員給与改定に伴う公定価格の取り扱い)

- ・ 平成29年度の国家公務員給与の改定に応じて、公定価格の平成29年度単価表を改定予定。  
(保育士及び幼稚園教諭等人件費 + 1.1%程度)  
財源は補正予算において対応する予定。
- ・ 本年度に実施する国家公務員給与の改定に伴う公定価格の改定は、平成30年度からの公定価格の設定にあたっても、引き継がれることになる。

## (実施時期)

平成29年4月1日（遡及適用）

(参考：平成29年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容)

- ① 奉給表の水準を引上げ
- ② 勤勉手当の引上げ（0.1月分）

## 公定価格に関する議論の整理

平成 30 年 1 月 17 日

### ○ 運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化

#### (主な意見)

- ・ 管理業務の効率化などコスト削減を検討すべき。
- ・ 子どものために使われるべき事業費等が十分なのか分析が必要。
- ・ 現在の地域区分では、地域の事情を適切に反映しておらず、区分境の公定価格の低い方の地域では人材確保が非常に困難になっている。
- ・ 2号児の給食に係る費用を主食分も公定価格に含めるべき。
- ・ 1号部分の通園送迎加算及び給食実施加算の額が不十分であり拡充すべき。
- ・ 公定価格で設定されている園長分の給与が不十分であり拡充すべき。
- ・ 質の高い教育・保育を提供するためにも公定価格の積算は現行の積み上げ方式を維持してほしい。
- ・ 保育所からの研修参加は非常に厳しい状況であり、公定価格に含まれている年休代替要員費や研修代替要員費を確保すべき。
- ・ 各施設の規模、地域、法人種別の違いを踏まえて収支差をどのように評価するか。
- ・ 地域別の最低賃金を考慮すべきではないか。
- ・ 法人単位でのスケールメリットに応じた見直しを考えるべきではないか。
- ・ 複数施設を運営している社会福祉法人について、経営努力の中で収支差が出ていることだけに着目して公定価格を決めるべきではない。
- ・ 効率的な運営は経営上望ましいことなので、見直しに当たってはその意欲を妨げることのないよう留意するとともに、効率化のためのノウハウを共有できるようにするべき。
- ・ 公定価格基準の職員配置よりも実際の職員配置の人数が上回っていることを踏まえ、公定価格を設定するべき。
- ・ 幼保連携型認定こども園の施設長に係る経過措置は継続するべき。
- ・ 認定こども園は1号児、2・3号児の組み合わせで公定価格を設定しているが、いずれは独自の基準を設定していくべき。

- ・ 居宅訪問型保育事業に関して、保育を提供していない日について、公定価格を日割りにすることには反対である。
- ・ 保育士不足が深刻になっているので、人材確保に費用がかかるので予備費等を確保しておかないと職員雇用もままならない。
- ・ 基本分単価について、地域性や定員規模などを細かくみた上で、加算・減算によるメリハリをつけることが必要。
- ・ 市区町村ごとに異なる請求書様式の共通フォーマットを作成することで、事務負担軽減を図るべきではないか。
- ・ 新制度に移行している幼稚園については、小規模園や都市部以外に所在する園が多いことに留意するべき。
- ・ 調査対象時点は、新制度が開始して2年目であり、慎重な経営を行っている園が多いことに留意するべき。
- ・ 今回の調査結果を総合的に判断して、公定価格を引き下げる見直しは必要ない。
- ・ 施設の運営は10年、20年のスパンで考えていく必要がある。
- ・ 公定価格の見直しをすると新制度への移行を検討している幼稚園が移行しなくなるのではないか。

### (今後の方向性)

- 公定価格の個々の経費の設定と実際の運営コストとの比較による公定価格の検証・分析を踏まえた設定
- 公定価格の基本単価部分の加算化・減算化の検討
- 複数施設を設置している法人に係る調整措置についての具体的な検討

## ○ 教育・保育の質の向上

### (主な意見)

- ・ 保育士等が長く働き続けるためにキャリアアップの仕組みの構築を進めるべき。
- ・ 保育士等の平均給与は他職種に比べて低く処遇改善が必要。併せて研修機会の確保も必要。
- ・ 女性職員が多い職場であることを踏まえ、産休・育休の取得や職場復帰を支える代替職員についても考慮した人件費とするべき。
- ・ 非常勤職員の処遇改善についても検討を進めるべき。

- ・ 処遇改善等加算Ⅱの要件となる研修について、文科省、厚労省からそれぞれ通知等が出されているが、自治体が混乱しないように、認定こども園の取り扱いも含め、三府省で早急に通知の発出をしてほしい。
- ・ 処遇改善等加算Ⅱについて、加算要件等を各施設や運営法人の実態に合わせた柔軟な仕組へ改善するべき。
- ・ 公定価格について考えていく際は、法人単位で考えていくべき。
- ・ 保育士の処遇改善等加算が適切に人件費に反映されているかの検証など、公定価格の適正化が必要。
- ・ 人事院勧告はしっかりと反映していくべき。
- ・ 各地域で幼児教育の内容の充実が図られるよう、幼児教育アドバイザーの配置や幼児教育センターの設置の全国展開等が図られるべき。
- ・ 無償化の財源の話が出ているが、約束いただいている0.3兆円超の質の向上も早期に行うべき。
- ・ 公費による保育の質を確保していくためには、更に保育内容の「見える化」を進めていくことが重要。また、見える化したものについて事後的に評価していくことも必要。
- ・ 見える化については、園の特色だけではなく、基礎部分をいかに丁寧に行っているかという視点で行うべき。またその評価に当たっては、大人の目線だけではなく、子どもの目線も考慮するべき。
- ・ 保育内容の見える化だけではなく、保育のアウトカムの見える化も必要。
- ・ 公立、私立の職員給与の格差を是正すべきではないか。
- ・ 規制改革推進会議や地方分権有識者会議の議論は保育の量的拡大に偏重している。保育の質の向上にも重きを置いていただきたい。
- ・ 幼稚園教諭・保育士等の配置改善、加算の見直し・充実が図られるべき。
- ・ 各園で教育・保育課程や指導計画の編成・見直しを行うことが重要であり、そのための人員配置や保護者等への見える化が必要。
- ・ 0.3兆円超の質の向上の実現に向けた必要な財源は、税財源で確保すべき。

### (今後の方向性)

- 29年度の人事院勧告を踏まえた給与改善が適切に反映された公定価格の設定
- 処遇改善等加算などの職員給与への反映状況に関する実態把握と検証・分析
- 子ども・保護者のための保育の質の「見える化」のための具体的方策の促進の検討

## ■0.3 兆円超の質の向上の実現に向けた必要な財源の確保

### ○ 経営実態調査を含めた今後の実態把握のための課題

#### (主な意見)

- ・ 運営する法人の会計基準の違いを踏まえて収支差をどのように評価するか。
- ・ 収支差については、施設整備に対する施設種別ごとの補助制度の違いを考慮し判断するべき。
- ・ 上乗せ徴収や地方単独補助については、収入・支出から除き、公定価格のみで収支差を出すべき。
- ・ 借入金利息や本部繰入金も含めて収支差をみるべき。
- ・ 収支差だけでなく職員の人事費や処遇改善といった質の確保等運用実態も踏まえた上で適正化を行うべき。
- ・ 今後も継続して実態調査を実施していくべきではないか。
- ・ 認定こども園への移行のめどが立つと考えられる 2019 年度に実態調査を行うべきではないか。
- ・ 2019 年度に消費税が 2 % 上がることから、その影響を見るために来年もう一度経営実態調査を実施するべき。
- ・ 回答いただく事業所の負担を軽減するためにどのような工夫ができるか。
- ・ 公立施設について収支差で経営状況を判断することが難しいのであれば参考となる指標を示すなどの工夫が必要ではないか。
- ・ 調査結果の信頼性を高めるため、各種団体や専門家も入れて調査設計をするべきではないか。
- ・ 全体の有効回答率は 5 2 % であるが、個々の質問事項や施設種別に見た時に有効回答率が低いので上げていく工夫をすべき (ICT の活用を含む。)。
- ・ 調査票の作成にあたっては、各種団体や専門家などを交えて検討はどうか。

#### (今後の方向性)

### ■調査の設計・方法等に関する検討

- ・ 各種法人会計基準等の違いを踏まえた評価方法の検討

- ・公定価格による収支と、公定価格に含まれない補助事業、地方単独事業、実費徴収等による収支を区分する方法の検討
  - ・経営実態調査で把握する収支差に教育・保育に係る収支以外の借入金利息や本部繰入金を含めるかどうかの検討
- 経営実態調査以外の公定価格の検証方法の検討
- 有効回答を確保するための経営実態調査の記入者負担の軽減方法の検討（ICTの活用を含む）
- 経営実態調査の実施時期を含めた公定価格の見直し周期の検討

# 働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の創設

資料2

(所得税、法人税)

## 1. 平成30年度税制改正の大綱の概要

個人又は法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物には、15%）の割増償却ができることとする。

## 2. 制度の内容

2018年度～2019年度に  
企業主導型保育施設を新設・増設

減価償却資産

企業主導型保育施設の建物等

①企業主導型保育施設の建物等



②幼児遊戯用構築物等  
・遊戯用の構築物  
・遊戯具  
・家具  
・防犯設備

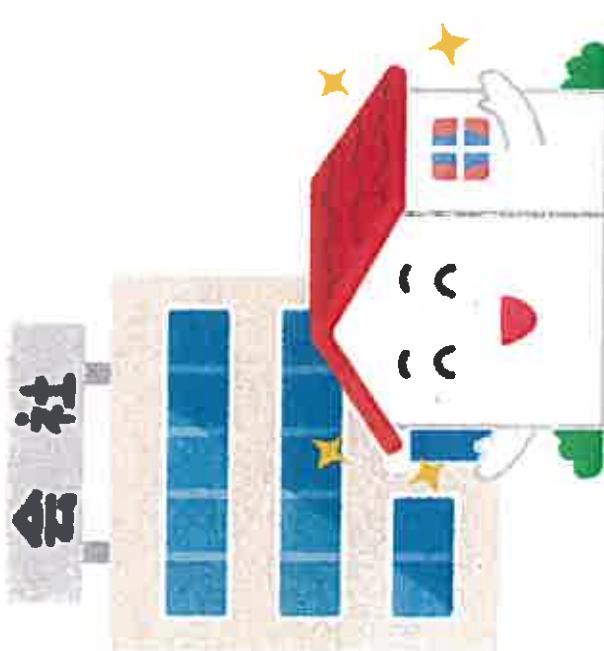


3年間の割増償却

会社

普通償却費  
+

普通償却限度額の12%  
(建物等及び構築物には15%)



# 子ども・子育て支援法の改正（案）について

※取扱厳重注意

資料 3

保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる。

概要

## 1. 事業主拠出金の率の上限の引き上げ

- 一般事業主から徴収する拠出金率の上限を0.25%から0.45%に引き上げる。

## 2. 事業主拠出金の充当対象の拡大

- 「子育て安心プラン」に基づき増加する保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に拠出金を充てることを可能とする観点から、事業主拠出金の充当対象に子どもたちのための教育・保育給付の費用（0歳～2歳児相当分に限る）を加える。

## 3. 待機児童解消等の取組の支援

- 市区町村の待機児童解消等の取組を支援するため、都道府県は関係市区町村等との協議会を組織できるものとするとともに、国は市区町村が行う保育の量的拡充及び質の向上を図る事業に対して支援できるものとする。
- ※ 1～3のほか、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）において、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に子どもたちのための教育・保育給付を追加する等の所要の改正を行う。

施行期日

平成30年4月1日（予定）

## 【参考資料】新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）（抄）

現行の子ども・子育て支援新制度においては、仕事と子育ての両立は、労働力確保に資するものであり、社会全体で取り組むべき課題であることから、企業主導型保育事業などについても、事業主が拠出する子ども・子育て支援金が充てられている。本経済政策パッケージに必要な財源については、社会全体で子育て世代を支援していくとの大きな方向性の中で、個人と企業が負担を分かち合う観点から、消費税率引上げによる增收分の使い道を見直して活用するとともに、経済界に対しても応分の負担を求めることが適当である。このため、子ども・子育て支援金を0.3兆円増額する。法律に定められた拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分は、2018年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業（幼児教育の無償化の実施後は、3歳～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳～2歳児の企業主導型保育事業の利用者負担助成を含む。）と保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に充てることとし、そのための子ども・子育て支援法の改正法案を次期通常国会に提出する。

### （参考）現行の事業主拠出金による事業

- 拠出金率 0.23%（法律で上限を0.25%に規定）
- 事業主拠出金の充当先（平成29年度）

計：3,969億円	1,832億円	813億円	1,313億円
・児童手当	・地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ、病児保育、延長保育）	・仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業等）	
- 厚生年金保険料等を事業主から徴収する際、拠出金率を上乗せして徴収。  
(なお、労使折半ではなく、使用者のみ拠出金を負担)

※ 平成30年度は、0.29%（現行に+0.06%、追加拠出金額は1,000億円程度）とする予定。（政令で規定）

# 「子育て安心プラン」

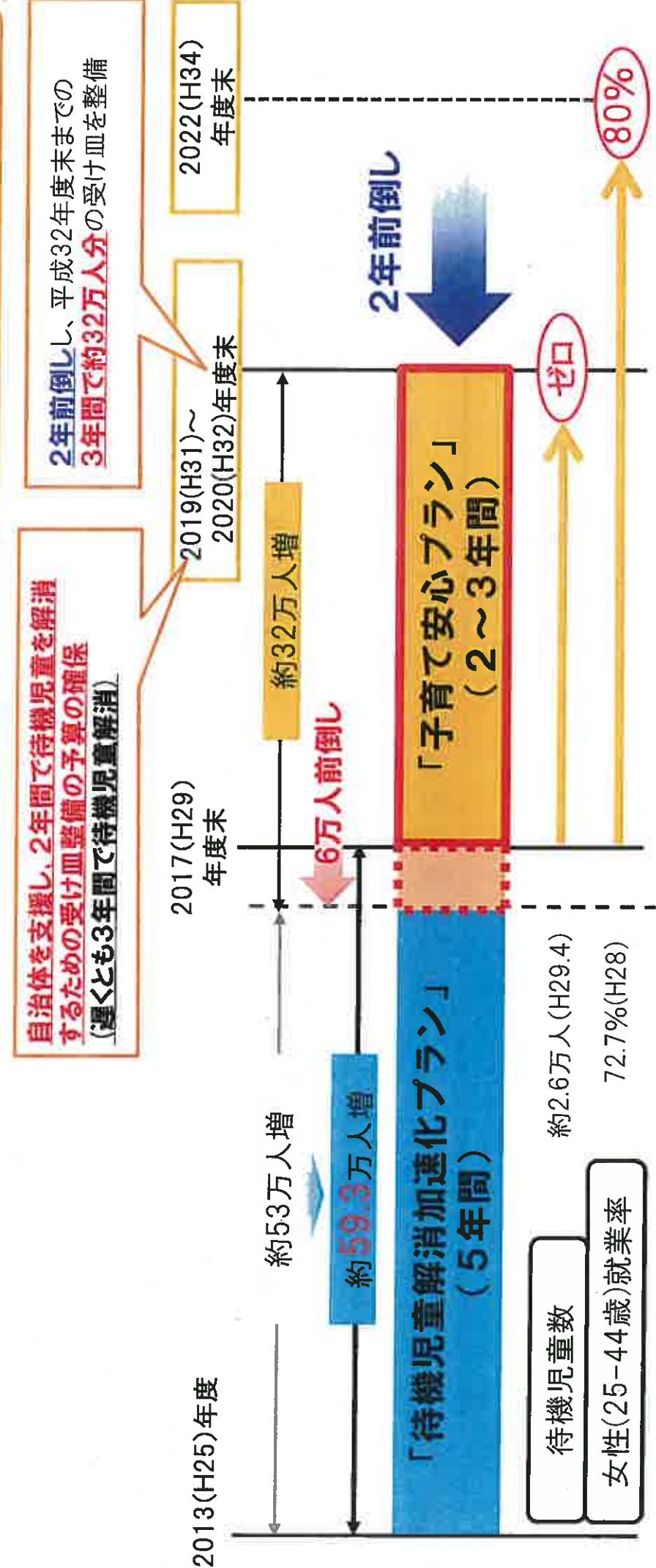
【平成29年6月2日公表】

## 【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保**。（遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

## 【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「**M字カーブ**」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの**5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備。**



※ 保育人材の確保に向けし、平成29年度予算では、一律2%の処遇改善を実施し、安倍内閣の下で合計10パーセントの改善を実現。また、3同時に技能及び経験に応じたキャリアアップの仕組みを設け、月額最大4万円の処遇改善を実施。

# 待機児童解消等の取組の支援

待機児童解消を促進する方策として、現行の都道府県による市区町村の取組の支援（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）をより実効的なものとするため、都道府県を中心に、関係者全員参加の下で協議する場を設置することができます。（法定）

## 「待機児童対策協議会（仮称）」

### 【主な役割（例）】

- 都道府県単位での保育の受け皿確保
  - ・市区町村の整備計画の精査
  - ・企業主導型保育施設等を含めた整備情報の共有
  - ・多様な主体の参入促進
- 保育所等の広域利用の推進
  - ・市区町村間の利用調整
  - ・広域利用のための協定の締結支援

【構成員】都道府県、関係市区町村、保育事業者、有識者が参加する。必要に応じて関係省庁が参加。

【その他】既に合議制の機関を有している場合は、当該機関が協議会に代わることができる。

協議会での決定事項を受けて、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に反映

## 平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針

（平成 29 年 12 月 26 日）  
（閣 議 決 定）

## 1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

平成 29 年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、地域交通部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）」（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

## 2 一括法案の提出等

下記 4 から 6 までの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成 30 年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

### 3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援

事務・権限の移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

### 4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等（略）

### 5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

#### 【内閣府】

##### （1）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平18法77)

以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。

- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理（3条1項、3項及び8項並びに4条1項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査（3条5項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定する場合の協議（3条7項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知（3条9項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定した場合の申請書の写しの送付（3条10項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示（3条11項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示をした際の資料の提出（3条12項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表（7条）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議

及び教育委員会との連携確保（8条）

- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等（29条）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等（30条）  
(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

## （2）子ども・子育て支援法（平24法65）

（i）以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。

- ・教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務（34条1項1号）
- ・教育・保育施設の確認の取消し等（40条1項2号）  
(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

（ii）施設型給付費等に係る処遇改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、「施設型給付費等に係る処遇改善加算について」（平27内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局）を改正し、指定都市及び中核市に平成29年度から移譲する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

[措置済み（平成29年4月27日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）]

## 【厚生労働省】

### （1）児童福祉法（昭22法164）

放課後児童支援員認定資格研修の実施（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令63）10条3項）の事務・権限については、平成31年度から指定都市も実施できることとし、平成30年度中に省令を改正する。

## 6 義務付け・枠付けの見直し等

### 【内閣府】

(1) 学校教育法（昭 22 法 26）、児童福祉法（昭 22 法 164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

特定教育・保育施設の施設監査（学校教育法、児童福祉法 46 条 1 項及び 59 条 1 項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 19 条に基づく監査等をいう。）及び確認監査（子ども・子育て支援法 14 条及び 38 条に基づく監査等をいう。）については、実施主体間で協議の上、効率的・効果的な指導監査となるよう重複する監査事項を一元化できることとし、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

(3) 児童福祉法（昭 22 法 164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法 59 条 9 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 6 項）を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合には、これまで一律に市区町村に当該事業の委託の継続を強く求めてきたが、市区町村の実情に応じて適切に委託の継続の可否が判断できるよう、当該事業と子育て支援事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 2 条 12 号）の要件・効果等の違いを明確化することを含め、「FAQ」の内容を見直し、地方公共団体に平成 29 年度中に周知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

(4) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

(i) 市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が認定こども園において特定教育・保育（子ども・子育て支援法 27 条 1 項）を受けた乳児又は幼児の保護者が支払うべき額（子ども・子育て支援法施行規則（平 26 内閣府令 44）2 条 2 項 1 号。以下この事項において「利用者負担額」という。）

の徴収事務に関与することについては、以下のとおりとする。

- ・行政側の事情により過年度の利用者負担額を遡及して徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務の補助を行うよう、市町村に対して平成 29 年度中に必要な周知を行う。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

- ・市町村が保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担額に関して、施設の設置者からの求めに応じて行う徴収事務（児童福祉法 56 条 7 項及び 8 項並びに子ども・子育て支援法附則 6 条 7 項）の在り方については、子ども・子育て支援法附則 2 条 4 項に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、対象となる施設の法的性格や対象を拡大した場合の市町村の事務負担等を踏まえて検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

#### (6) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び認定こども園施設整備交付金

認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

#### (15) 私立学校振興助成法（昭 50 法 61）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

認定こども園における特別支援に係る補助については、認定こども園の類型や対象となる子どもの支給認定区分によって適用される事業が異なることによる利用者間の不公平性と地方公共団体等の事務の複雑さを解消するため、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）（私立学校振興助成法施行令（昭 51 政令 289）4 条 1 項 2 号ロ）による補助の認定時期を柔軟化するとともに、多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）（子ども・子育て支援法 59 条 4 号）や地方交付税により措置されている事業を含め、障害の有無の確認方法を明確化し、地方公共団体

に平成 29 年度中に通知する。

また、これらの補助事業の一本化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法附則 2 条 4 項に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

(18) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
(平 18 法 77)

(i) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令 1）5 条 3 項）等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成 30 年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成 29 年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

(ii) 幼保連携型認定こども園の居室の床面積に関する条例制定の基準については、13 条 2 項の規定により、「従うべき基準」とされているが、一部の区域に限り、一時的措置として「標準」とする。

(関係府省：厚生労働省)

(iii) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令 1）のうち、3 歳未満児に対する食事の外部搬入については、公立幼保連携型認定こども園における 3 歳未満児に対する食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

(iv) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法

律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2）のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する食事の外部搬入については、幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する食事の外部搬入の導入と併せて検討し、必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

（19）子ども・子育て支援法（平24法65）

（ii）子どものための教育・保育給付の認定（19条1項）については、以下のとおりとする。

- ・平成29年度中に府令を改正し、職権による支給認定の変更に関する市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減できるよう、認定手続や保護者への通知に関する事務について、一括処理を可能とすること等の必要な措置を、平成30年度から講ずる。
- ・子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、上記認定手続等の事務負担の軽減措置の状況等も踏まえ、支給認定の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

（iii）特定教育・保育施設の利用定員の設定又は変更に係る市町村長から都道府県知事への同意を要しない協議（31条3項及び32条3項）については、届出とする。

（iv）特定教育・保育施設の設置者が利用定員を減少させる場合の手続（35条2項）については、市町村の関与を強化することとし、所要の措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

（v）子ども・子育て支援交付金については、地方公共団体の円滑な申請手続が可能となるよう、平成30年度から、当該交付金要綱の速やかな発出を行うとともに、交付申請等の年間スケジュールを明確化する。

（vi）施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。

- ・処遇改善等加算I（特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、

特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平27内閣府告示49）1条21号）における賃金改善実績報告書については、基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額の簡便な算定方法（平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて（平28内閣府子ども子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課））に対応した様式への見直し等を行い、地方公共団体に平成29年度中に通知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- ・職員1人当たりの平均経験年数の算定に当たっての派遣労働者の取扱い及び育児休業の取得期間等の取扱いについては、地方公共団体に平成30年度中に通知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- ・施設・事業所が作成する職員の在職証明書については、記載すべき事項等を整理し、地方公共団体に平成30年度中に通知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- ・国家公務員の給与改定に伴う公定価格（同告示1条12号）の改定については、関連予算の成立後、速やかに告示を改正し、地方公共団体に可能な限り早期に必要な算定方法等を周知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- ・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

## 【文部科学省】

### （1）学校教育法（昭22法26）及び地方独立行政法人法（平15法118）

公立幼稚園の管理・運営については、市町村の運営実態、公立幼稚園存続の希望その他の具体的な状況を踏まえ、学校法人又は地方独立行政法人への包括委託を含めた問題解決の方策について、公立幼稚園の設置者である地方公共団体からの具体的な提案を受けて速やかに検討し、結論を得る。その結論を踏ま

え、地方独立行政法人の業務の追加について速やかに検討し、結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：総務省)

### (3) 地方自治法（昭 22 法 67）及び学校給食法（昭 29 法 160）

学校給食費（学校給食法 11 条 2 項）の徴収又は収納の事務については、学校給食費が物品売払代金（地方自治法施行令（昭 22 政令 16）158 条 1 項 4 号）に該当するため、私人に委託することが可能であることを、地方公共団体に平成 29 年中に通知する。

(関係府省：総務省)

[措置済み（平成 29 年 11 月 30 日付け総務省自治行政局行政課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課通知）]

### (11) 学校給食法（昭 29 法 160）

学校給食費（11 条 2 項）の徴収に係る地方公共団体の権限については、以下のとおりとする。

- ・地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：内閣府)

- ・地方公共団体から私人への学校給食費の徴収又は収納の事務の委託については、地方公共団体が学校給食費を強制徴収できることに併せて、所要の措置を講ずる。

### (17) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

- (i) 幼稚園における 2 歳児の受け入れに対する支援の在り方については、平成 30 年度に 2 歳児特有の発達を踏まえた配慮や 3 歳児以降の幼稚園教育との円滑な接続等に係る調査研究を実施した上で、その結果を踏まえて検討し、平成 31 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：内閣府)

【厚生労働省】

### (3) 児童福祉法（昭 22 法 164）

- (i) 保育所における保育士の配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）33 条）に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成 30 年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成 29 年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。
- (ii) 保育所の居室の床面積に係る基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）32 条）を、「従うべき基準」から「標準」とする特例が適用される地域の基準（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平 23 厚生労働省令 112））については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行ってもなお、当該市町村における土地確保が困難であり、その旨が当該市町村により明らかにされている場合の公示地価要件の在り方について検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- また、本特例の適用期間（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令（平 23 政令 289））の延長についても併せて検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iii) 放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援法（平 24 法 65）59 条 5 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 2 項）に従事する者及びその員数（児童福祉法 34 条の 8 の 2 第 2 項）に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を

講ずる。

- (iv) 上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。
- ・放課後児童支援員（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平 26 厚生労働省令 63）10 条 1 項）の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校との連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
  - ・「放課後子ども総合プラン」（平 26 文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局）に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が 20 名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- （関係府省：文部科学省）
- ・放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成 29 年度中に省令を改正する。
  - ・子育て支援員研修（放課後児童コース）修了者が放課後児童支援員認定資格研修（同省令 10 条 3 項。以下この事項において「認定資格研修」という。）の受講に必要とされる実務経験については、平成 30 年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
  - ・認定資格研修の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修（放課後児童コース）修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、平成 30 年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成 31 年度までに必要な措置を講ずる。
  - ・認定資格研修の経過措置については、当該研修の受講状況を踏まえ、経過措置期間終了後も継続した放課後児童クラブの実施体制が維持されることを念頭に、今後経過措置期間をどのように扱うかを含め検討を行い、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (v) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）のうち、

食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。

- ・保育所の設備の基準の特例（同省令 32 条の 2）については、公立保育所における食事の外部搬入に関する平成 29 年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- (vi) 一時預かり事業の職員配置（児童福祉法施行規則（昭 23 厚生省令 11）36 条の 35）については、1 日の子どもの受入れ数がおおむね 3 名以下であって、当該事業が保育所等と一体的に運営されており、当該保育所等内の同一の場所において、保育所等を利用する子どもと合同で預かる場合の職員配置等の在り方について検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (vii) 子育て短期支援事業（6 条の 3 第 3 項）の実施施設については、子育て短期支援事業の実施先として、里親支援機関が委託する里親（6 条の 4）を対象とすることも含め、課題を整理しながら検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(6) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

- (i) 子育て短期支援事業（子ども・子育て支援法 59 条 6 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 3 項）については、住民に身近であって、適切に児童等を保護することができる場合、介護施設等を実施施設とすることが可能であることを、地方公共団体に全国会議等を通じて平成 29 年度中に周知する。
- (ii) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平 26 厚生労働省令 61）のうち、連携施設及び食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。
- ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、「必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下同じ。）を提供すること」（同省令 6 条 2 号）については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保できるようにするための方策を検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：内閣府）

・家庭的保育事業における食事の提供（同省令 15 条）及び食事の外部搬入（同省令 16 条）については、居宅で保育が行われている家庭的保育事業の特性を踏まえ、現行の経過措置（同省令附則 2 条）を延長とともに、連携施設（同省令 16 条 2 項 1 号）、同一又は関連法人が運営する事業所等（同項 2 号）及び共同調理場等（同項 3 号）以外の一定の事業者からの搬入を可能とするため、平成 29 年度中に必要な措置を講ずる。

（関係府省：内閣府）

(iv) 延長保育事業（子ども・子育て支援法 59 条 2 号）又は一時預かり事業（子ども・子育て支援法 59 条 10 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 7 項）を実施する保育所等を運営する法人が同一敷地内で放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援法 59 条 5 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 2 項）を実施する場合については、「延長保育事業実施要綱」（平 28 厚生労働省雇用均等・児童家庭局）及び「一時預かり事業実施要綱」（平 28 厚生労働省雇用均等・児童家庭局）を改正し、放課後児童健全育成事業の利用児童数がおおむね 2 人以下である場合に、延長保育事業又は一時預かり事業及び放課後児童健全育成事業の対象児童を合同で保育することを可能とする。

（関係府省：内閣府）

[措置済み（平成 29 年 4 月 3 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知、平成 29 年 4 月 3 日付け文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）]

### （31）子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

- (i) 子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（59 条 12 号及び児童福祉法（昭 22 法 164）6 条の 3 第 14 項）の実施については、以下のとおりとする。
- ・子どもの預かりの場所については、自宅以外の施設等での預かりが可能であることを明確化し、かつ、原則として援助会員の自宅としている規定を見直すため、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」（平 29 厚生労働省雇用均等・児童家庭局）を平成 30 年 4 月に改正する。
  - ・会員数要件については、当該事業全体の実施状況に係る調査を実施し、

50人未満のほか、現在交付対象となっている会員数50人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- ・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：内閣府及び文部科学省)

#### (39) 保育士修学資金貸付等制度実施要綱

保育士修学資金貸付等制度実施要綱（平28厚生労働事務次官）のうち、就職準備金貸付については、一層の活用を図るため、当該貸付制度の取組実績を公表するなどの取組を平成29年度中に行う。

#### (41) 保育所等施設整備交付金

保育対策総合支援事業に係る補助金の交付要綱については、地方公共団体による適正かつ円滑な執行のために、予算成立後速やかに周知を行うこととする。

### 【国土交通省】

#### (5) 建築基準法（昭25法201）

居室の採光基準については、既存建築物から保育所への転用等を促進するため、保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化、土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入、一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

# 保育所等における面積基準の緩和について

## 1. 現行制度について

- 地方分権一括法では、待機児童が多い現状を踏まえ、合理的な範囲内で居室面積基準を引き下げる特例が設けられている。

要件	<p>①前々年の4月1日時点の待機児童数が100人以上            ②前々年の1月1日時点で平均地価が3大都市圏（※）の平均以上</p> <p>※居室の面積基準 乳児室1.65m<sup>2</sup>、(まぶく室)3.3m<sup>2</sup>、2歳児以上の保育室1.98m<sup>2</sup></p>	※ 3大都市圏：東京圏、大阪圏、名古屋圏
時期	平成32年3月31日までの間（時限措置）	

## 2. 提案内容・背景

- 待機児童の問題はまだ収束していない。
  - 「平均地価が3大都市圏の平均以上」の要件（地価要件）は、地価が高い東京圏の影響により対象となる市町村が限定的となる。
- ⇒ ①特例措置の期間の延長、②地価に係る要件の緩和、を行うべき（大阪府）
- 

## 3. 提案についての対応

- 「待機児童解消加速化プラン」では、平成29年度末までの待機児童解消を目指していたが、「子育て安心プラン」では平成32年度末までの解消としたこと等を踏まえ、居室面積の特例期限を3年間延長し、「平成35年3月31日まで」とする。
- 東京圏以外も、待機児童解消のために保育の受け皿を整備するための、土地の確保が難しい場合には、一定の条件の下で面積基準を緩和することを可能とする。

緩和案	3大都市圏のうち、最も地価が低い都市圏以上
要件	<p>※現行の「三大都市圏の平均以上」では全国1,718市区町村のうち約8%、緩和案に見直した場合には約17%が該当。</p> <p>①市区町村が、受け皿整備のための土地確保施策（※）を行つてもなお、当該市区町村における土地確保が困難な場合。            ※ 土地の有効活用（公有地・空き家・都市公園・学校等の空き教室、民有地マッチング等を活用した保育所の整備状況）、賃貸借方式による保育の受け皿整備、多様な保育の実施（小規模保育事業、家庭的保育事業等）、送迎バスによる地域的に保育所等を利用する事業の実施、大規模マンションでの保育の受け皿整備 等を想定。</p> <p>②当該市区町村により上記の施策を行つてもなお、土地確保が困難であることが説明され、公表されていること。</p>

# 放課後児童支援員の基礎資格の拡大について

## 1. 現行制度について

- 児童福祉法第34条の8の2の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準（基準省令）に従い事業に従事する者及びその員数については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（基準省令）に従い条例を定めることとされている。
- 基準省令において、事業者は、事業の支援単位ごとに、放課後児童支援員を2名以上置くこととされており、放課後児童支援員は、基準省令第10条第3項各号に定める基礎資格を有している者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬと規定している。
- 現在、高等学校を卒業していない者については、放課後児童支援員となるための研修を受講する基礎資格がなく、放課後児童支援員になれない。

## 2. 提案内容・背景

- 放課後児童クラブで働く方の中には、中卒であり放課後児童支援員にはなれないが、経験豊富で評価の高い方も多く、中卒者にも基礎資格を拡大すべきである。（豊川市、半田市、出雲市からの提案）



## 3. 提案についての対応

- 提案内容を踏まえ、児童の生活及び遊びの場を提供する上で、優秀な人材を広く放課後児童支援員として登用する。  
→ 基準省令を改正し、以下の者を新たに放課後児童支援員認定資格研修を受講できる者とし、放課後児童支援員になることができる途を開く。

5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

※ 改正後の基準省令は、2018（平成30）年4月1日施行予定。

## 「代替保育」の提供先の緩和について

### 1. 現行制度について

- 家庭的保育事業等は、①3～5歳児の受け皿の確保、②集団保育の提供などの保育内容の支援、③職員が病気の場合等の代替保育の提供、の連携を連携施設（保育所、認定こども園又は幼稚園）から確保しなければならない（平成31年度までの経過措置あり）。
   
⇒ 「代替保育」の連携の確保は施設側の抵抗感もあり難しい。家庭的保育事業等が確保すべき連携のうち、代替保育の提供を任意項目とする。（埼玉県越谷市）

### 2. 提案についての対応

- 家庭的保育事業を行う場所以外の場所において代替保育を提供する場合においては、認可事業として一定の質が確保され、規模によっては代替保育の提供も可能と考えられる**小規模保育事業（A型、B型）、事業所内保育事業**から確保することを可能とする。
- また、家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合については、事業の規模等を勘案して代替保育が提供できるものとして市区町村が適切と認める事業所から確保することを可能とする。
- ※ ①保育所、認定こども園、幼稚園による連携が著しく困難であること、②代替保育の実施によって本来の事業の実施に支障が生じないこと、  
③代替保育を実施した場合の役割分担及び責任の所在が明確であることを要件とする。

### ＜家庭的保育事業等が確保すべき連携＞

【受け皿の確保】 卒園後の3～5歳児の受け皿の確保	保育所、認定こども園、幼稚園
【保育内容に関する支援】 集団的保育を体験させる機会の提供や食事の提供に関する支援、合同での健康診断の実施や園庭の開放、家庭的保育事業等への助言	保育所、認定こども園、幼稚園
【代替保育の提供】 職員が病気などにより保育を提供することができない場合の代替保育の提供	保育所、認定こども園、幼稚園 小規模保育事業（A型、B型）、事業所内保育事業 ※ 家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合はその他市区町村が適切と認める事業所。

# 家庭的保育事業における食事の提供体制の検討について

## 1. 現行制度について

- 0～2歳児の保育については、個々の子どもが発達に応じた離乳食の提供、アレルゲン除去食の提供、体調不良時のおかゆ食への変更等臨機応変な対応等の必要から、認可保育園では、自園調理が原則。
- 家庭的保育事業についても自園調理が原則であるが、新制度創設時に市町村による認可事業（地域型保育事業）として位置づけられた際、自園調理を行っている事業者が半数程度しかなかったことから、現在①既存事業者は、5年間（～平成31年度末）自園調理の原則の適用を猶予。  
②責任の明確化等を条件に、連携施設である保育園や系列事業所等からの外部搬入を容認。  
⇒ 家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者も対象にすべき。（特別区長会）

## 2. 提案についての対応

- 約8～9割の家庭的保育事業者は事業者の自宅で保育を提供しており、依然として、お弁当持参が多い現状にある。  
←調理設備の確保や衛生的な維持が困難等の理由で自園調理への移行が進んでいない  
←個人事業主が約8割を占め、同一・系列法人がないため外部搬入が難しい
- 以上を踏まえ、自宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、以下の通り現行基準を見直す。

見直し前	見直し後
経過措置は5年	経過措置10年（5年間延長し、平成36年度末まで）  ①・②に加え、 ③保育園などに食事の搬入を行つております、0～2歳児に アレルギー対応等の配慮を行うことができると市町村が認める事業者から可能（※）

- ※ 5つの要件の遵守が前提：①責任の明確化・契約内容の確保 ②栄養士による必要な配慮の実施 ③適切な外部搬入事業者の確保  
④発達段階・アレルギー等への十分な配慮 ⑤食育計画に基づく食事の提供
- あわせて、自園調理への移行促進のため、家庭的保育事業者間で自園調理に関する情報・ノウハウの共有や環境整備が可能なようなコンソーシアムの設置、家庭的保育事業者が自園調理を行う際のガイドラインの整備等を推進する。